

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年2月24日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区地域保健医療福祉総合計画策定支援業務委託

(2) 目的

地域保健医療福祉総合計画は、世田谷区地域保健福祉推進条例第16条の推進計画および同17条の行動指針であり、また社会福祉法の市町村地域福祉計画と、医療法の医療計画に準じた区の保健医療計画である。

地域保健医療福祉総合計画は、策定より7年が経過しており、区を取り巻く社会経済情勢も大きく変化していることから、今日の福祉の考え方に立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら、策定を進めていくこととなる。

また、現在策定中の新たな世田谷区基本構想および基本計画と内容の整合性等を図る必要がある。そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携われる事業者を募集する。

(3) 業務内容

地域保健医療福祉総合計画(平成26年度から平成35年度まで)に関する次の内容とする。

地域保健医療福祉総合計画策定の前提となる論点(以下の～の内容を含む)を整理し、計画策定に関する地域保健福祉審議会(3回程度開催予定)、企画小委員会(5回程度開催予定)、幹事会(10回程度開催予定)、作業部会(10回程度開催予定)、学識経験者(審議会委員)による検討会(1回程度開催予定)等で使用する資料を、区担当者との打合せを踏まえ、作成すること。

国、都、区の調査報告書などを元に、区を取り巻く社会経済情勢を分析し、整理を行うこと。

今後の国の政策的な見通しから、社会福祉政策の論点と政策展開の方向を調査分析し、整理を行うこと。

国、都、先進自治体(海外を含む)の福祉施策の動向、先事例および、今日の社会福祉学の情報収集を行い、調査・研究を行うこと。

類似する都市自治体と比較を行い、世田谷区の地域特性を分析すること。

基本構想策定で行われるシンポジウムや区民参加ワークショップなどに参加し、社会福祉関連の区民の意見を整理し集約すること。

企画小委員会(5回程度開催予定)、幹事会(10回程度開催予定)、作業部会(10回程度開催予定)、学識経験者(審議会委員)による検討会(1回程度開催予定)等に参加し、検討に必要な情報提供を行うこと。

地域保健医療福祉総合計画「検討のまとめ」の作成

(4) 履行期間

平成24年5月1日(火)から平成25年3月29日(金)まで

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4条1項(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書を特定するための選定方法

(1) 選定委員会

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置する。

(2) 選考方法

選定委員会にて、提案書の内容および、参加表明者によるプレゼンテーションとヒアリングについて、評価基準により評価を行う。

(3) 決定

選考の結果を踏まえて、選定委員会が最も優秀と認められる事業者を決定する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務を行うために必要な社会福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 実施体制(配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等)
- (3) 本件に類似する事業の実績
- (4) 企画提案内容の的確性
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区保健福祉部計画調整課 計画担当
(世田谷区役所第2庁舎2階、23番窓口)
電話：03-5432-2427 ファクシミリ：03-5432-3017

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成24年2月24日(金)から平成24年3月9日(金)まで
場所：世田谷区ホームページでの閲覧
方法：区ホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成24年3月9日(金)午後4時まで必着

場所：上記(1)担当部課に同じ

方法：持参、または郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成24年4月5日(木)午後4時まで必着

場所：上記(1)担当部課に同じ

方法：持参に限る

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)担当部課に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。